

確定申告ワンポイント集

① 上場株の配当収入は無申告でよい？

結論から言いますと、「上場株の配当については何もしなくてよい」ことになっています。支払いを受ける際に税金10%（所得税7%・住民税3%）が源泉徴収されていて、上場株に限ってはこれで課税は終了という扱い（申告不要制度）です。

「株式投資信託の分配金」も上場株の配当とまったく同じ扱いです。

② あえて配当（の一部）を申告した方が節税になるケースも。

①の制度は「申告禁止」というわけではなく、「申告するかしないか、支払毎に任意に選択できる。」制度です。場合によっては次のように一部を申告した方が有利になります。

[第1法]総合課税＋配当控除

これは課税所得の額（＝所得控除を引いた後の所得金額）が比較的低い（330万円以下）場合にとる方法で、配当控除を使うことにより配当分の源泉税が還ってきます。

[第2法]分離課税＋損益通算

これは「同一年に上場株や株式投資信託の売却損（解約損）がある場合」にとる方法で、上場株の売却損と上場株の配当（売却損と配当は別銘柄でよい）を通算して配当所得を減らすことにより、その分の配当源泉税が還ってきます。（21年度から適用の新制度です。）

※ 申告を選択する配当については、第1法・第2法のいずれか1つのやり方に統一して申告します。（A株式については第1法、B株式については第2法、という選択は認められない。）

（注意）他に所得のない人が38万円超の配当収入を申告すれば、「申告したばかりにご主人の側で配偶者控除が受けられなくなる。」という別の問題が出てきます。

その他ワンポイント

※ 19年・20年に株式売却で損失を出して損失繰り越しの申告をした方は、21年中に株式の売却を1件もしていなくても、損失を更に22年に繰り越すための申告が必要です。

※ 上場株の売却益の計算上、いわゆる「みなし取得費」規定による節税法が使えるのは22年度分が最後です。